

山梨中央漁業協同組合

内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条

この規則は、山梨中央漁業協同組合が免許を受けた、内共第 2 号第 5 種共同漁業権に係る漁場の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご（地方名、やまめ）、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい）の採捕（以下遊漁という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第 2 条

この漁場区域内でさお釣り、おきばりまたは投網の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第 4 条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第 3 条

山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第 20 条の規定による禁止期間を延長するときは、総会または総代会の議決を経て定め、組合の掲示板に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具、漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア、魚種	イ、漁具・漁法	ウ、区域	エ、期間
あゆ	さおづりのうちともづり	全域	解禁日の午前 4 時から 11 月 30 日まで
	さおづりのうちさくり、ころがし	全域	9 月 15 日から 11 月 30 日まで
あまご、いわな	さおづり	全域	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
にじます	さおづり	全域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
うぐい	さおづり	全域	1 月 1 日から 3 月 31 日まで 5 月 1 日から 12 月 31 日まで
うなぎ、ふな、おいかわ、こい	さおづり おきばり	全域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

繁殖保護、乱獲防止のため、あまご、いわなに限り 1 日 1 人 20 尾までとする（区域全域）。

繁殖保護・乱獲防止・危険防止のため、遊漁時間については、全魚種を日の出 1 時間前から日没 1 時間後とする（うなぎを除く）。

3 前項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄の区域内でウ欄に掲げる全長以下のものを、採捕してはならない。

ア、魚種	イ、区域	ウ、全長	備考
あまご、いわな	全域	15cm 以下	採捕禁止
うなぎ	全域	24cm 以下	採捕禁止

4 前 2 項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域については、イ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア、区域	イ、期間
甲府市小瀬町小瀬スポーツ公園内の蛭沢川	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
昇仙峡仙峨滝から石門までの間の荒川	
甲府市平瀬町 3,119 番地先万年橋 40m 平瀬取水口から万年橋下流 50m の堰堤までの間の荒川	
甲斐市上芦沢 1,294 の 1 上芦沢水道取り入れ（清川簡易水道事業施設）上流区域	

5 前項の定めにかかわらず、南アルプス市須沢字古宮 124 番地先標柱 1 号と同市須沢字むかい 63 番地乙地標柱 2 号を結ぶ直線から、同市須沢山梨県有林 60 林班に 4 小班地先標柱 3 号と同市須沢山梨県有林 64 班い 23 小班地先標柱 4 号を結ぶ直線までの区域の御庵沢川の「御庵沢溪谷溪流釣場」においては、別に定める特別遊漁料を納付しなければ遊漁してはならない。

第 4 条

第 2 条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で山梨中央漁業共同組合事務所（甲府市下飯田 2 丁目 8 番 34 号）または、別表に定める場所において納付するときの遊漁料（表中[前売り]という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中[定価]という。）は次表の通りとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料（消費税込）	
			前売り	定価
あゆ	さおづり	1 日	1,800 円	2,400 円
		1 年	7,000 円	
あまご、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい	おきばり	1 日	800 円	1,200 円
	さおづり	1 年	4,000 円	
全魚種	おきばり さおづり	1 年	10,000 円	

※ あゆ、あまご、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい。

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次表右欄の通りとする。

小学生以下	無 料
中学生	無 料
70 才以上	年券 3,000 円（消費税込）
肢体不自由者	無料（ただし 3 級以上）

3 前項の規定にかかわらず、陣馬橋市民いこいの釣場においては、70 才以上の老人は無料とする。

4 第 3 条第 5 項の特別遊漁料は次表の通りとする。

利用法	魚種	区分	特別遊漁料（消費税抜）
あまご及びいわなのさおづりのうち フライ及びルアーづり	やまめ いわな	1 日 (8:00~17:00) (1 人 10 尾まで)	4, 5 0 0 円
		半日 (12:00~17:00) (1 人 5 尾まで)	3, 5 0 0 円
		イブニングライズ (17:00~19:00) (1 人 5 尾まで)	2, 5 0 0 円
にじますのさおづりのうち えさづり	にじます	1 日 (8:00~17:00) (1 人 10 尾まで)	3, 5 0 0 円
		半日 (12:00~17:00) (1 人 5 尾まで)	2, 5 0 0 円

5 次表のア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の 1 年あたりの遊漁料は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、エ欄の通りとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛匂 518-1 番地）または県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア、漁場区域	イ、魚種	ウ、漁具・漁法	エ、遊漁料（消費税込）
内共第 2 号の係る漁場（御庵沢溪谷溪流釣場を除く）	あゆ	さおづり	28,000 円
	あゆ以外の魚種	さおづり	25,000 円

※ あまご、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい。

(遊漁承認証に関する事項)

第5条

組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1－(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 県漁連第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別表様式1－(2)の共通遊漁承認証(以下「共通遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

4 遊漁承認証は当組管内で行うすべての釣大会において使用することはできない。

また大会においては、別に定める料金を収めなくてはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条

遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証または共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条

漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式2の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第8条

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じまたは、以後の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

付則(施行期日)

この規則は令和7年4月1日から施行する。